

別表第一 行政職能力等級表（第六条関係）

イ 行政職能力等級表(一)

能力等級	標準的な官職
一級	1 本省内部部局の係員のうちその職務が定型的なもの 2 管区機関の係員のうちその職務が定型的なもの
二級	1 本省内部部局の係員のうちその職務が標準的なもの 2 管区機関の係員のうちその職務が標準的なもの
三級	1 本省内部部局の係員のうちその職務が困難なもの 2 管区機関の係員のうちその職務が困難なもの
四級	1 本省内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの 2 管区機関の係長のうちその職務が標準的なもの
五級	1 本省内部部局の係長のうちその職務が比較的困難なもの 2 管区機関の係長のうちその職務が比較的困難なもの

六級	1 本省内部部局の係長のうちその職務が困難なもの 2 管区機関の課長補佐のうちその職務が標準的なもの 3 管区機関の係長のうちその職務が困難なもの
七級	1 本省内部部局の課長補佐のうちその職務が標準的なもの 2 管区機関の課長のうちその職務が標準的なもの 3 管区機関の課長補佐のうちその職務が困難なもの
八級	1 本省内部部局の課長補佐のうちその職務が困難なもの 2 管区機関の課長のうちその職務が比較的困難なもの
九級	1 本省内部部局の室長のうちその職務が標準的なもの 2 管区機関の部長のうちその職務が標準的なもの 3 管区機関の課長のうちその職務が困難なもの
十級	1 本省内部部局の課長のうちその職務が標準的なもの 2 本省内部部局の室長のうちその職務が困難なもの

十一級	<p>3 管区機関の部長のうちその職務が比較的重要なもの</p> <p>1 本省内部部局の課長のうちその職務が重要なもの</p> <p>2 管区機関の長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 管区機関の部長のうちその職務が重要なもの</p>
-----	--

備考

- 一 この表は、他の能力等級表の適用を受けないすべての官職及び当該官職を占める職員に適用する。
- 二 この表において「本省内部部局」とは、府省の内部部局をいう。
- 三 この表において「管区機関」とは、二以上の府県の区域を管轄区域とする地方支分部局（十級の項を除き、内部組織に限る。）をいう。
- 四 この表において「部長」、「課長」、「室長」又は「係長」とは、それぞれ部、課、室又は係の長をいう。
- 五 この表において「課長補佐」とは、課長を補佐することをその職務とする官職をいう。

行政職能力等級表(二)

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 電話交換手のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 しゅんせつ船等の作業船（以下この表において「作業船」という。）の乗組員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>3 一般技能官職のうちその職務が定型的なもの</p> <p>4 家政官職のうちその職務が定型的なもの</p> <p>5 自動車運転手のうちその職務が定型的なもの</p> <p>6 守衛のうちその職務が定型的なもの</p> <p>7 用務員等のうちその職務が標準的なもの</p>
二級	<p>1 電話交換手のうちその職務が標準的なもの</p>

四級	五級
<p>7 用務主任のうちその職務が困難なもの</p> <p>1 組長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 作業船の船長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 作業船の機関長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 職長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 家政主任のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 車庫長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>7 守衛長のうちその職務が標準的なもの</p>	<p>1 組長のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 作業船の船長のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>3 作業船の機関長のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 職長のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 家政主任のうちその職務が困難なもの</p>

三級
<p>2 作業船の乗組員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 一般技能官職のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 家政官職のうちその職務が困難なもの</p> <p>5 自動車運転手のうちその職務が困難なもの</p> <p>6 守衛のうちその職務が困難なもの</p> <p>1 電話交換手のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 作業船の乗組員のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 一般技能官職のうちその職務が困難なもの</p> <p>4 家政官職のうちその職務が困難なもの</p> <p>5 自動車運転手のうちその職務が困難なもの</p> <p>6 守衛のうちその職務が困難なもの</p> <p>8 用務員等のうちその職務が困難なもの</p> <p>7 用務主任のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 守衛のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 自動車運転手のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 家政官職のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 一般技能官職のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 作業船の乗組員のうちその職務が標準的なもの</p>

	六級
	<p>6 車庫長のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>7 守衛長のうちその職務が困難なもの</p>
	<p>1 作業船の船長のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 作業船の機関長のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 職長のうちその職務が困難なもの</p> <p>4 車庫長のうちその職務が困難なもの</p>

備考

一 この表は、この表に定める官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。

二 この表において「組長」、「職長」、「家政主任」、「車庫長」、「守衛長」又は「用務主任」とは、それぞれ電話交換手、一般技能官職、家政官職、自動車運転手、守衛又は用務員等を直接管理することをその職務とする官職をいう。

三 この表において「一般技能官職」とは、物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作をその職務とする官職をいう。

別表第二 専門行政職能力等級表（第六条関係）

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 検疫官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 植物防疫官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>3 家畜防疫官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>4 特許庁の審査官を補助することをその職務とする官職</p>

五級		四級
1 植物防疫所の部長のうちその職務が標準的なもの	8 空港事務所の部長のうちその職務が標準的なもの 7 先任航空交通管制官のうちその職務が標準的なもの 6 次席船舶検査官のうちその職務が標準的なもの 5 特許庁の審判官のうちその職務が標準的なもの 4 特許庁の上席審査官のうちその職務が標準的なもの 3 動物検疫所（支所を除く。以下この表において同じ。）の課長のうちその職務が標準的なもの 2 植物防疫所の統括植物防疫官のうちその職務が標準的なもの 1 検疫所の課長のうちその職務が困難なもの	7 航空交通管制官である専門員のうちその職務が困難なもの 6 船舶検査官である専門員のうちその職務が困難なもの 5 特許庁の審査官のうちその職務が困難なもの

三級	二級	
1 検疫官である専門員のうちその職務が困難なもの 2 検疫所（支所を除く。以下この表において同じ。）の課長のうちその職務が標準的なもの 3 植物防疫官である専門員のうちその職務が困難なもの 4 家畜防疫官である専門員のうちその職務が困難なもの	6 航空交通管制官である専門員のうちその職務が標準的なもの 5 船舶検査官である専門員のうちその職務が標準的なもの 4 特許庁の審査官のうちその職務が標準的なもの 3 家畜防疫官である専門員のうちその職務が標準的なもの 2 植物防疫官である専門員のうちその職務が標準的なもの 1 検疫官である専門員のうちその職務が標準的なもの	5 船舶検査官である専門員のうちその職務が定型的なもの 6 航空交通管制官である専門員のうちその職務が定型的なもの

六級	2	植物防疫所の統括植物防疫官のうちその職務が困難なもの
	3	動物検疫所の部長のうちその職務が標準的なもの
	4	特許庁の上席審査官のうちその職務が困難なもの
	5	特許庁の審判官のうちその職務が困難なもの
	6	先任船舶検査官のうちその職務が標準的なもの
	7	先任航空交通管制官のうちその職務が困難なもの
	8	空港事務所の部長のうちその職務が比較的困難なもの
	1	植物防疫所の長のうちその職務が標準的なもの
2	植物防疫所の部長のうちその職務が困難なもの	
3	動物検疫所の長のうちその職務が標準的なもの	
4	動物検疫所の部長のうちその職務が困難なもの	
5	特許庁の審査長のうちその職務が標準的なもの	
6	特許庁の審判長のうちその職務が標準的なもの	

七級	7	先任船舶検査官のうちその職務が困難なもの	
	8	空港事務所の部長のうちその職務が困難なもの	
	1	植物防疫所の長のうちその職務が重要なもの	
	2	動物検疫所の長のうちその職務が重要なもの	
	3	特許庁の審査長のうちその職務が困難なもの	
	4	特許庁の審判長のうちその職務が困難なもの	
	備考	一	この表は、この表に定める官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。
		二	この表において「空港事務所」とは、飛行場の供用に関する事務を分掌する地方航空局の事務所をいう。
三		この表において「統括植物防疫官」、「先任船舶検査官」又は「先任航空交通管制官」とは、それぞれ植物防疫官、船舶検査官又は航空交通管制官を管理することをその職務とする官職をい	

四 この表において「次席船舶検査官」とは、先任船舶検査官を補佐することをその職務とする官職をいう。

五 この表において「上席審査官」、「船舶検査官」又は「航空交通管制官」とは、それぞれ特許に係る審査に関する事務の調整、船舶の検査又は航空交通管制をその職務とする官職をいう。

六 この表において「専門員」とは、検疫所の課長、統括植物防疫官、動物検疫所の課長、次席船舶検査官又は先任航空交通管制官の職務上の命令に従い、事務に従事することをその職務とする官職をいう。

別表第二 税務職能力等級表（第六条関係）

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 国税庁（本庁の内部部局に限る。以下この表において同じ。）の専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 国税局（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の専門員のうちその職務が定型的なもの</p>

	務が定型的なもの
二級	<p>1 国税庁の専門員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 国税局の専門員のうちその職務が標準的なもの</p>
三級	<p>1 国税庁の専門員のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 国税局の専門員のうちその職務が困難なもの</p>
四級	<p>1 国税庁の国税調査官のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 国税局の国税調査官のうちその職務が定型的なもの</p>
五級	<p>1 国税庁の国税調査官のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 国税局の国税調査官のうちその職務が標準的なもの</p>
六級	<p>1 国税庁の国税調査官のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 国税局の国税調査官のうちその職務が困難なもの</p>
七級	<p>1 国税庁の国税庁監察官のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 国税局の国税庁監察官のうちその職務が標準的なもの</p>
八級	<p>1 国税庁の国税庁監察官のうちその職務が比較的困難なもの</p>

	2 国税局の課長のうちその職務が標準的なもの
九級	1 国税庁の国税庁監察官のうちその職務が困難なもの 2 国税局の課長のうちその職務が困難なもの
十級	国税局の部長のうちその職務が標準的なもの
十一級	国税局の部長のうちその職務が重要なもの
備考	<p>一 この表は、国税庁又は国税局の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「部長」又は「課長」とはそれぞれ部又は課の長をいう。</p> <p>三 この表において「国税調査官」とは、国税庁又は国税局の課長の職務上の命令に従い、租税の賦課及び徴収に関する事務のうち調査に関する専門的事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p> <p>四 この表において「専門員」とは、国税調査官の職務上の命令に従い、租税の賦課及び徴収に関する事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p>

する事務に従事することをその職務とする官職をいう。

別表第四 公安職能力等級表（第六条関係）

イ 公安職能力等級表（一）

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 皇宮警察本部（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の皇宮護衛官である係員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 刑務所（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の刑務官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>3 地方入国管理局（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の入国警備官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p>
二級	<p>1 皇宮警察本部の皇宮護衛官である係員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 刑務所の刑務官である専門員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 地方入国管理局の入国警備官である専門員のうちその職務が標準的なもの</p>

特二級	三級	四級
1 皇宮警察本部の皇宮護衛官である係員のうちその職務が比較的困難なもの 2 刑務所の刑務官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの 3 地方入国管理局の入国警備官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの	1 皇宮警察本部の皇宮護衛官である係員のうちその職務が困難なもの 2 刑務所の係長のうちその職務が標準的なもの 3 刑務所の刑務官である専門員のうちその職務が困難なもの 4 地方入国管理局の入国警備官である専門員のうちその職務が困難なもの	1 警察庁（本庁の内部部局に限る。以下この表において同じ。）の係長のうちその職務が標準的なもの 2 管区警察局（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の係長のうちその職務が標準的なもの 3 刑務所の係長のうちその職務が困難なもの 4 刑務所の刑務官である専門員のうちその職務が特に困難なもの

五級	六級
5 地方入国管理局の入国警備官である専門員のうちその職務が特に困難なもの 1 警察庁の係長のうちその職務が比較的困難なもの 2 管区警察局の係長のうちその職務が困難なもの 3 刑務所の課長補佐のうちその職務が標準的なもの 4 刑務所の係長のうちその職務が特に困難なもの 5 刑務所の統括矯正処遇官のうちその職務が標準的なもの 6 刑務所の刑務官である専門員のうちその職務が極めて困難なもの 7 地方入国管理局の統括入国警備官のうちその職務が標準的なもの 8 地方入国管理局の入国警備官である専門員のうちその職務が極めて困難なもの	1 警察庁の係長のうちその職務が困難なもの 2 管区警察局の課長補佐のうちその職務が標準的なもの 3 刑務所の課長のうちその職務が標準的なもの 4 刑務所の課長補佐のうちその職務が特に困難なもの

備考	十一級	十級	九級	
	2 刑務所の長のうちその職務が特に重要なもの 1 管区警察局長のうちその職務が重要なもの	3 刑務所の長のうちその職務が重要なもの 2 管区警察局長のうちその職務が標準的なもの 1 警察庁の室長のうちその職務が困難なもの	5 地方入国管理局の警備監理官 4 刑務所の部長のうちその職務が困難なもの 3 刑務所の長のうちその職務が標準的なもの 2 管区警察局長のうちその職務が困難なもの 1 警察庁の室長のうちその職務が標準的なもの	6 地方入国管理局の首席入国警備官のうちその職務が困難なもの 5 刑務所の首席矯正処遇官のうちその職務が困難なもの

八級	七級	
1 警察庁の課長補佐のうちその職務が困難なもの 2 管区警察局長のうちその職務が標準的なもの 3 刑務所の部長のうちその職務が標準的なもの 4 刑務所の課長のうちその職務が特に困難なもの	7 地方入国管理局の統括入国警備官のうちその職務が困難なもの 6 地方入国管理局の首席入国警備官のうちその職務が標準的なもの 5 刑務所の統括矯正処遇官のうちその職務が困難なもの 4 刑務所の首席矯正処遇官のうちその職務が標準的なもの 3 刑務所の課長のうちその職務が困難なもの 2 管区警察局長のうちその職務が困難なもの 1 警察庁の課長補佐のうちその職務が標準的なもの	6 地方入国管理局の統括入国警備官のうちその職務が比較的困難なもの 5 刑務所の統括矯正処遇官のうちその職務が比較的困難なもの

一 この表は、警察庁、管区警察局、皇宮警察本部、刑務所又は地方入国管理局の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。

二 この表において「部長」、「課長」、「室長」又は「係長」とは、それぞれ部、課、室又は係の長をいう。

三 この表において「警備監理官」とは、首席入国警備官を管理することをその職務とする官職をいう。

四 この表において「首席矯正処遇官」又は「首席入国警備官」とは、それぞれ統括矯正処遇官又は統括入国警備官を管理することをその職務とする官職をいう。

五 この表において「課長補佐」とは、課長を補佐することをその職務とする官職をいう。

六 この表において「統括矯正処遇官」又は「統括入国警備官」とは、それぞれ刑務官又は入国警備官である専門員を管理することをその職務とする官職をいう。

七 この表において「刑務官」とは、刑務所の被収容者の処遇に関する事務に従事することをその職務とする官職をいう。

□ 公安職能力等級表(二)

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 海上保安庁本庁の内部部局の係員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 管区海上保安本部（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の係員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>3 大型巡視船の航海士補のうちその職務が定型的なもの</p> <p>4 中型巡視船の航海士補のうちその職務が定型的なもの</p>
二級	<p>1 最高検察庁の係員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁（支部を除く。以下この表において同じ。）の係員のうちその職務</p>

三級	
2	<p>が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁（本庁の内部部局に限る。以下この表において同じ。）の公安調査官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>4 公安調査局（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の公安調査官である専門員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>5 少年院（内部組織に限る。以下この表において同じ。）の係員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>7 管区海上保安本部の係員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>8 大型巡視船の航海士補のうちその職務が標準的なもの</p> <p>9 中型巡視船の航海士補のうちその職務が標準的なもの</p>
1	<p>1 最高検察庁の係員のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 高等検察庁の係員のうちその職務が困難なもの</p>

四級	
6	<p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 少年院の係員のうちその職務が困難なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係員のうちその職務が困難なもの</p> <p>7 管区海上保安本部の係員のうちその職務が困難なもの</p> <p>8 大型巡視船の航海士のうちその職務が定型的なもの</p> <p>9 中型巡視船の航海士のうちその職務が標準的なもの</p>
5	<p>1 最高検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 少年院の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの</p>
4	<p>1 最高検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 少年院の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの</p>
3	<p>1 最高検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 少年院の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの</p>
2	<p>1 最高検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 少年院の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの</p>
1	<p>1 最高検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 高等検察庁の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>5 少年院の係長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が標準的なもの</p>